

養育費に関する公正証書等作成支援事業補助金のご案内

ひとり親家庭の子どもが養育費を確実に受け取ることができるよう、養育費に関する公正証書等の作成で負担した費用を市が補助します。

対象者

さくら市に住所を有するひとり親家庭の父又は母で、次の要件をすべて満たす方

- ・ 養育費の取決めに係る経費を負担したこと
- ・ 養育費の取決めの対象となる児童(20歳未満の児童)を現に扶養していること
- ・ 養育費の取決めに係る債務名義(強制執行認諾付公正証書、調停調書、審判書、判決書又は和解調書など)を有していること
- ・ 過去に補助金の交付を受けていないこと(対象児童の取決めに對し、1回限りの補助)

補助の対象になる経費

- ・ 公証人手数料令に定める公正証書作成に係る手数料
- ・ 家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代及び郵便切手代
- ・ 戸籍の謄本又は抄本の取得に要する手数料

※公証人手数料は、養育費の取決め分のみが対象です

※調停や裁判における弁護士等の費用は対象外です

※当事者間で作成した「合意書」「離婚協議書」等は対象外です



補助額

上限額 43,000 円

申請方法

公正証書を作成した日から1年以内に、こども政策課へ申請してください。

【申請の流れ】

①補助金交付申請

【必要書類】

- 養育費に関する公正証書等作成支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)
- 児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当を受給していない場合は、補助対象者および対象となる児童の戸籍の謄本又は抄本及び世帯全員の住民票)
- 補助対象経費に係る領収書等の写し(支払者の氏名、領収年月日、金額、取引内容、領収者の氏名、領収印の記載があるもの)
- 養育費の取決めに係る公正証書等の写し

②交付決定

③交付請求

【必要書類】養育費に関する公正証書等作成支援事業費補助金交付請求書(様式第4号)

④補助金支給